

「令和2年国勢調査」の実施について

調査の目的

国勢調査は、5年に一度実施される統計法（平成19年法律第53号）第5条第2項の規定に基づいて実施する人及び世帯に関する全数調査で、国及び地方公共団体における各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的としています。

第1回調査は大正9年に行われ、今回の調査は21回目に当たり、実施100年の節目を迎えます。

調査の期日

令和2年10月1日現在で実施します。
（調査期間 **9月上旬～10月下旬**）

調査事項

「氏名」、「男女の別」、「世帯主との続柄」、「出生の年月」、「教育」、「就業状態」、「勤め先の名称及び事業の内容」など16項目です。

※ 預貯金・収入・年金情報などは調査事項に含まれませんので、「かたり調査」にご注意ください。

回答期間

インターネット：令和2年9月14日（月）から10月7日（水）まで
調査票（紙）：令和2年10月1日（木）から10月7日（水）まで

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた 令和2年国勢調査の対応

可能な限り、非接触での調査とし、調査書類は郵便受けやドアポストなどに入れて配布します。調査の回答については、可能な限りインターネットでの回答又は郵送提出により行っていただくよう周知を行っていきます。

本件に関するお問い合わせ先



三次市経営企画部情報政策課 統計係（担当／東山^{のぶさ}、信佐）

電話番号：0824-62-6173 FAX番号：0824-62-6235

E-mail：toukei@city.miyoshi.hiroshima.jp

〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号